

本計画の位置付け

- すべての県民が健康で文化的な日常生活、社会生活を営むため、公共交通による移動環境を確保することを目的とする「奈良県公共交通条例」が平成25年7月に制定。
- 同条例に基づき、県の公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「奈良県公共交通基本計画」を平成28年3月に策定。
 - 本計画は、公共交通に関する施策を実施するにあたっての基本的な方針を定めたものであり、関係する法律[※]に基づく「地域公共交通網形成計画」など関係する計画のよりどころとなるもの。※ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- 今般、策定後、概ね5年を経過したことから、県内公共交通の現状や課題、現計画に基づく取組の成果・効果検証、コロナ禍の影響・対応等を踏まえ、次の5年間の公共交通に関する基本的方針を定めるべく、今年度に改定を予定するもの。